

町内活魚利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町内活魚利用促進事業(以下「本事業」という。)補助金の交付については、高浜町補助金等交付規則(平成15年高浜町規則第6号。以下「補助金交付規則」という。)産業振興に関する補助金交付規定(以下「交付規定」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 活魚の利用を促進させることで海の街としての PR 強化と新鮮な魚の提供による水産業活性化、魚食普及を図ることを目的とする。

(補助対象者、対象経費、補助率及び補助額、対象期間)

第3条 補助金交付対象となる、対象者は以下のとおりとする。ただし、次の各号の全て及び次項の各号のいずれかに該当していることが、前提条件とする。

(1)中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で個人事業主を含む。)であること。

(2)申請日において、事業を営んでいる且つ今後も事業を継続する意思があること。

2 対象者の要件は、事業所の所在地及び代表者の住所により異なることとし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)本社を町内または町外に有し、町内に事業所を有している法人

(2)代表者が住所を町内または町外に有し、町内に事業所を有している個人事業主

3 各事業の内容とその詳細については以下のとおりとする。

事業の内容	対象者、対象経費、補助率及び補助額
① 活魚水槽維持管理支援枠	【対象者】活魚水槽を保有し、年間を通して使用している町内飲食・宿泊・小売業者 【対象経費】活魚水槽に係る電気料金・点検費・修理部品代・修理部品交換費を対象とする。なお、電気料金補助については水槽に係る料金の根拠を示すこと。 【補助率】別表1で定めるとおり
② 活魚提供に係る購入支援枠	【対象者】活魚水槽を保有し、年間を通して使用している町内飲食・宿泊・小売業者 【対象経費】町内で仕入れた対象魚種の活魚に対し、活魚と鮮魚の平均卸値の差額分を補助対象とする。 【補助額】別表2で定めるとおり
③ 活魚水槽新規設置支援枠	【対象者】町内で飲食・宿泊業を営む法人・個人事業主 【対象経費】活魚水槽を新規で設置する町内飲食・宿泊・小売業者の設置に係る費用を補助対象とする。なお、活魚水槽は基本的に来訪客から見える位置に設置すること。但し、活魚のPRが可能であればこの限りでない。 【補助率】別表3で定めるとおり

4 対象期間は、対象年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請を行う者(以下、「申請者」という。)は以下に掲げる書類を町長に提出することとする。

事業の内容	提出書類
① 活魚水槽維持管理支援枠	(1)様式第1号 (補助金等交付申請書) (2)様式第1号 別添① (事業計画書) (3)様式第1号 別添② (収支予算書) (4)水槽に係る電気料金の根拠を示すもの (5)点検及び修理部品交換等に係る見積書
② 活魚提供に係る購入支援枠	(1)様式第1号 (補助金等交付申請書) (2)様式第1号 別添① (事業計画書) (3)様式第1号 別添② (収支予算書) (4)仕入れ予定の活魚数量等が確認できるもの
③ 活魚水槽新規設置支援枠	(1)様式第1号 (補助金等交付申請書) (2)様式第1号 別添① (事業計画書) (3)様式第1号 別添② (収支予算書) (4)整備しようとする活魚水槽の見積書 (5)整備しようとする活魚水槽の概要が確認できるもの (カタログ・仕様書等)

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助金交付規則第14条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

事業の内容	提出書類
① 活魚水槽維持管理支援枠	(1)様式第4号 (補助事業等実績報告書) (2)様式第4号 別添① (事業実施報告書) (3)様式第4号 別添② (収支決算書) (4)活魚水槽に係る電気料金・点検費・修理部品代 修理部品交換費を証する書面
② 活魚提供に係る購入支援枠	(1)様式第4号 (補助事業等実績報告書) (2)様式第4号 別添① (事業実施報告書) (3)様式第4号 別添② (収支決算書) (4)活魚の仕入れの根拠を示すもの (数量、単価、活魚であることが確認できる納品伝票等)
③ 活魚水槽新規設置支援枠	(1)様式第4号 (補助事業等実績報告書) (2)様式第4号 別添① (事業実施報告書) (3)様式第4号 別添② (収支決算書) (4)活魚水槽の設置経費を証する書面 (領収書の写し等) (5)写真 (活魚水槽設置前後の状況が分かるもの)

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金交付規則第15条の規定により当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の額の確定に当たり、その額が、補助金交付規則第7条の規定により交付を決定(第10条による変更の承認を含む。)した額と異なる場合には、交付決定額を上限として、補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条で補助金の額の確定を受けた者は、補助金確定通知書を受けた後、速やかに交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は補助金の交付請求書を受け取った時は、前条で定める交付額を交付するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から一部改正する。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から一部改正する。

附則

この要綱は、令和7年9月1日から一部改正する。

別表1(第3条関係)

活魚水槽維持管理支援枠	【補助率】 1/3 以内 【補助上限額】 1,000 千円
-------------	----------------------------------

別表2(第3条関係)

活魚提供に係る購入支援枠	補助額】 対象活魚1kgあたりの補助額は以下の通り ・マダイ 950円～1,200円まで 上限額250円/kg ・マコグリ 500円～1,200円まで 上限額700円/kg ・赤イカ 1,550円～2,100円まで 上限額550円/kg ・ヒラメ 1,550円～2,200円まで 上限額650円/kg ・アコウ 1,350円～1,850円まで 上限額500円/kg 【補助上限額】 1,000 千円
--------------	---

別表3(第3条関係)

活魚水槽新規設置支援枠	【補助率】 2/3以内 【補助上限額】 500千円 【補助下限額】 100千円 【処分制限期間】 5年
-------------	--

※1 消費税相当額は補助対象外とする。

- ※2 算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする
- ※3 新規活魚水槽の設置について、中古品は補助対象外とする。
- ※4 本補助制度以外の補助金を活用する場合は、補助対象経費から他の補助金等の対象となる額を除いた金額を補助対象経費とする。